



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*2 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

○ 教育委員会規則

\*1 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 告示

92 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 2

93 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3

94 " ( " )..... 3

95 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4

96 道路の供用開始 ( " )..... 4

97 一般競争入札による落札者の決定 (砂防課)..... 4

98 土砂災害警戒区域の指定 ( " )..... 5

99 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )..... 5

100 " ( " )..... 6

101 土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )..... 7

102 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 8

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課)..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第2号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「三菱東京UFJ」を「三菱UFJ」に改める。

別記第20号様式中「お持ちになり」の次に「同封の納付書等で」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「省令第95条第3号の規定によって、学力を認定するに当っては、校長は」を、「校長は、法第57条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力がある者を認定しようとするとき（省令第95条第5号に係るものであるときに限る。）は、認定を受けようとする者に対して」に改め、同条第2項中「に規定する学力認定を行った場合」を「の認定を行った場合は」に改める。

別表第1和歌山県立新宮高等学校の項中「新宮市神倉三丁目2番地39号」を「新宮市神倉三丁目2番39号」に改め、同表和歌山県立伊都中央高等学校の項中

「

橋本市高野口町名古曾558
伊都郡かつらぎ町新田120

」を「

橋本市高野口町名古曾558
---------------

」に改め、

同表和歌山県立紀の川高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1和歌山県立伊都中央高等学校の項の改正規定及び同表和歌山県立紀の川高等学校の項を削る改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第92号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成30年1月16日指定した。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛ラブマックス 2月号	12080-2	秋田書店
コミック	月刊マガジンビーボーイ 2月号	18355-02	リブレ
コミック	ビーボーイゴールド 2月号	17779-02	リブレ
コミック	オンブルー Vol.32	54933-21	祥伝社
コミック	ガッシュ 2月号	12467-2	海王社
コミック	ダリア 2月号	05839-02	フロンティアワークス
コミック	恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版
コミック	プチロゼ Vol.30	18328-02	秋水社
コミック	アヤ 2月号	18815-02	宙出版
コミック	まんがグリム童話 2月号	08305-2	ぶんか社
コミック	ボーイズキャピ! '18冬	17482-02	芳文社
月 刊 誌	実話ドキュメント 2月号	05303-02	ジェイズ・恵文社

月刊誌	裏モノJAPAN 2月号	01805-02	鉄人社
月刊誌	実話BUNKAタブー 2月号	05375-02	コアマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 2月号	02091-2	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 2月号	04877-2	ミリオン出版

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第93号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第94号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字山頭756番1地先から同町中田字山頭727番2地先まで	旧	3.47 } 9.48	115.84	
同上	新	3.47 } 9.48	115.84	
同上	新	12.06 } 35.87	100.00	

### 和歌山県告示第96号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用開始の区間 海草郡紀美野町中田字山頭756番1地先から同町中田字山頭727番2地先まで

供用開始の期日 平成30年1月30日

### 和歌山県告示第97号

（仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務及び（仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達役務の名称及び数量
  - ア （仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務
  - イ （仮称）和歌山県雨量観測システム構築業務及び引継業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社サイバーリンクス  
和歌山市紀三井寺849番地の3
- 5 落札金額  
339,984,000円（うち消費税および地方消費税の額25,184,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年12月5日

#### 和歌山県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
長城垣内（80）、小松原（401）、芦立（402）、宮谷（404）、上地（468）、大畑（469）、小原峠（470）、大川（472）、土地（474）、下地（477）、中切（478）
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

風呂ノ谷川(2-322-1-026)、露谷川(2-322-1-027)、遠方橋西谷(2-322-1-028)、遠方東谷(2-322-1-029)、角福寺谷(2-322-1-030)、遠方西谷(2-322-1-031)、竜門下谷川(2-322-2-015)、奥新谷川(2-322-1-003)、那賀丹生谷川(2-322-1-004)、庚申東谷(2-322-1-005)、丹生谷川(2-322-1-006)、竹寺谷(2-322-2-010)、竹の池谷(2-322-2-001)、伍助川(2-322-2-003)、烏子川(2-321-1-010)、知谷(2-321-1-012)、権現南谷(2-322-1-032)、権現西谷(2-322-1-033)、びわ谷川(2-322-1-034)、大西谷川(2-322-1-035)、畑野西谷川(2-322-1-036)、高原谷川(2-322-1-061)、遠方(I-206)、遠方(4)(II-1533)、遠方(3)(II-1534)、遠方(5)(II-1535)、遠方(2)(I-3314)、上丹生谷(I-195)、上丹生谷(1)(III-537)、上丹生谷(2)(III-540)、北勢田(1)(II-20207)、北勢田(2)(II-20208)、北勢田(3)(II-20209)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

柳谷川(2-322-2-002)、摺鉢谷(2-322-2-004)、黒川東谷(2-322-2-016)、北勢田(4)(II-20210)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

高瀬(I-1592)、袋1(I-1593)、袋2(I-1594)、富田4(I-4332)、川口(I-4333)、富田1(I-4334)、富田6(II-5925)、富田5(II-5926)、富田川口(II-5927)、富田2(II-5928)、富田3(II-5929)、富田7(II-5930)、富田西谷(II-5931)、富田8(II-5932)、富田袋谷1(II-5933)、富田袋谷2(II-5934)、富田稼谷(II-5935)、富田001(II-60616)、富田002(II-60617)、富田003

(I-60618)、富田004(I-60619)、富田005(II-60620)、富田006(II-60621)、富田007(II-60622)、富田008(II-60623)、富田009(II-60624)、富田010(II-60625)、富田011(II-60626)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

印南川左支溪2(5-390-1-027-1)、印南川左支溪6(5-390-1-029-2)、印南川右支溪1(5-390-2-003-1)、印南川左支溪1(5-390-2-092)、富の川左支溪1(5-390-2-093-1)、富の川左支溪2(5-390-2-093-2)、印南川右支溪(5-390-1-016)、印南川右支溪(5-390-1-017)、印南川右支溪(5-390-1-018)、印南川右支溪(5-390-2-062-1)、印南川右支溪(5-390-2-062-2)、印南川右支溪(5-390-2-063)、印南川右支溪(5-390-2-064)、印南川右支溪(5-390-2-065)、印南川右支溪(5-390-2-066)、印南川右支溪(5-390-2-067-1)、印南川右支溪(5-390-2-067-2)、横川右支溪(5-390-2-141)、本郷(1)(I-1206)、本郷(I-1207)、東光寺下(I-1208)、浜東・浜東(1)(I-1209)、浜西(I-1211)、浜西(2)(I-1212)、印南2(II-5187)、印南3(II-5189)、印南6(II-5190)、印南4(II-5191)、印南5(II-5192)、印南7(II-5195)、印南8(III-2792)、光川(I-1204)、光川3(I-9004)、印南11(I-50028)、印南12(I-50029)、印南13(I-50030)、印南14(I-50031)、印南15(I-50032)、印南16(I-50033)、印南19(I-50034)、印南24(I-50035)、印南25(I-50036)、印南27(I-50037)、印南28(I-50038)、印南31(I-50039)、印南33(I-50040)、印南35(I-50041)、印南39(I-50043)、印南42(I-50045)、印南55(I-50046)、印南59(I-50048)、山口3(II-5183)、光川2(II-5196)、印南9(II-50028)、印南18(II-50029)、印南20(II-50030)、印南21(II-50031)、印南23(II-50032)、印南29(II-50033)、印南32(II-50034)、印南34(II-50035)、印南36(II-50036)、印南44(II-50037)、印南45(II-50038)、印南46(II-50039)、印南48(II-50041)、印南49(II-50042)、印南50(II-50043)、印南52(II-50044)、印南53(II-50045)、印南54(II-50046)、印南57(II-50047)、印南62(II-50049)、印南63(II-50050)、印南64(II-50051)、印南10(III-50001)、印南22(III-50002)、印南51(III-50003)、印南60(III-50004)、西ノ地2(II-5198)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設

部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第102号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3411	紀の川市桃山町市場字保田 343番4の一部、344番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 30.1.19	5.50	45.40

## 公 告

## 公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成29年12月26日以降無効とする。

平成30年1月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	漁船以外の 船舶	和歌山県 8765368	1枚	平成29年8月7日から 平成30年2月6日まで	紀南県税事務所	平成29年12月26日
100リットル券	漁船以外の 船舶	和歌山県 8765374	1枚	平成29年8月7日から 平成30年2月6日まで	紀南県税事務所	平成29年12月26日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。